

救急救命九州研修所 平成30年度照明LED化工事 仕様書

1 工事概要

(1) 工事名称

救急救命九州研修所 平成30年度照明LED化工事

(2) 工事実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号

一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所

(3) 工期

契約日から平成31年2月28日(木)まで

なお、詳細については後日救急救命九州研修所担当者と調整するものとする。

(4) 建物概要

鉄筋コンクリート造(一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造)

地上6階(一部)・塔屋1階

延床面積 11,130㎡

(5) 工事種別

設備機器更新工事

(6) 共通仕様書

仕様書に記載されていない事項は全て「国土交通大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械工事編)平成28年版」による。

(7) 工事内容

① 研修所内指定箇所の蛍光灯及び白熱灯LED化工事

② 調整及び試験

③ 工事発生品の撤去及び廃棄

④ その他(上記①～③の実施に伴い必要となる作業)

工事は極力、現在の照明器具を流用できるものとする。

(8) 更新エリア(別添「エリア図」を参照。)

なお、別添の竣工図(機器表、配線・器具系統図)を参考とすること。

① 厚生系統

・厚生棟1階 食堂(蛍光灯のみ)、食堂廊下(蛍光灯のみ)、厨房(食器庫、倉庫等付属部屋含む。但し、殺菌灯は除く。)

・厚生棟1階 機械室、屋外機械室、ポンプ室、ボイラー室、ゴミ庫、シャワー室

- SK、男女各従業員室、厨房事務室、男女各便所
 - ・厚生棟 1階 厚生ロビー裏廊下、倉庫、自販機置場、ELVホール、EPS、PS、男女各便所
 - ・厚生棟 1階 女子更衣室、男子便所、浴室、湯沸室（流し元灯は除く）
職員休養室、車庫、清掃員倉庫、倉庫、従業員控室、運転手控室
医務室、防災センター前、電話コーナー
 - ・厚生棟 2階 ラウンジ（蛍光灯のみ。エルスタショップを含む。）
売店、厨房、倉庫、PS
 - ・厚生棟 2階 大浴場（シャワー室・サウナ室を含む。）、脱衣室
 - ・厚生棟 2階 アスレチックルーム
 - ・宿泊棟 2階 図書室、コピールーム、OALーム
 - ・宿泊棟 2階 大浴場前の廊下、ELV前から女子寮室手前の廊下、男女各便所、
- ② 事務室系統
- ・研修棟 1階 エルスタホールバックヤード、第一実習室前便所、応接室前通路
廊下、EPS、AD室、男女各便所、実習準備室横廊下、SK
倉庫2ヶ所、救急車車庫、風除室、キャノピー
 - ・研修棟 2階 教授室及び講師控室前廊下、OALーム横倉庫
喫煙ロビー(FDL9ダウンライト及びJ85首振りダウンライトを除く)

③ 【参考】現状の器具本数

FLR40W直管蛍光灯	343本
FL20W直管蛍光灯	89本
FPL36片口金蛍光灯	144本
FDL27Wコンパクト蛍光灯（廊下埋込灯）	87本
FDL27W・FDL18Wコンパクト蛍光灯ダウンライト	148台
IL100W白熱灯	4個
IL100W白熱灯（調光器対応）	3個
IL40W白熱灯	28個
IL25W・IL17W白熱灯	24個
キャノピーブラケット（内側）（器具交換）	24台
キャノピーブラケット（外側）（器具交換）	10台
守衛室前ベースライト（器具交換）	3台

(9) 製品仕様（基本的に昼白色又は昼光色とする。）

(但し、キャノピーブラケット(内側24台)は電球色とする。)

- ① 直管40W型(FLR40W相当)
 - ランプ光束：2000ルーメン以上
 - 定格消費電力：12W以下
 - 定格電圧：AC100V-240V程度
 - 演色性：Ra80以上
 - 定格寿命：約40,000時間以上
 - 口金：G13
- ① 直管20W型(FL20W相当)
 - 全光束：1000ルーメン以上
 - 消費電力：10W以下
 - 定格電圧：AC100V-240V程度
 - 演色性：Ra80以上
 - 定格寿命：約40,000時間以上
 - 口金：G13
- ② 片口金36W型(FPL36相当)
 - 全光束：1000ルーメン以上
 - 消費電力：15W以下
 - 定格電圧：AC100V-240V程度
 - 演色性：Ra80以上
 - 定格寿命：40,000時間以上
 - 口金：GY10q
- ③ コンパクト27W型埋込廊下灯(FDL27相当)
 - 全光束：1000ルーメン以上
 - 消費電力：15W以下
 - 定格電圧：AC100V-240V程度
 - 演色性：Ra70以上
 - 定格寿命：40,000時間以上
 - 口金：GX10q
- ④ コンパクト27W及び18W型ダウンライト(FDL27相当)
 - 全光束：1000ルーメン以上
 - 消費電力：10W以下

定格電圧：AC100V－240V程度

演色性：Ra80以上

定格寿命：40,000時間以上

形状：一体型LEDダウンライト 150Φ

⑤ 白熱球100W型（LW100W相当）

全光束：800ルーメン以上

消費電力：10W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

口金：E26

⑥ 白熱球100W型（LW100W相当）

全光束：800ルーメン以上

消費電力：10W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：あり

口金：E26

⑦ 白熱球40W型（IL40W相当）

全光束：500ルーメン以上

消費電力：6W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

口金：E26

⑨ 白熱球25W型及び白熱灯17W型（IL25W相当）

全光束：300ルーメン以上

消費電力：5W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra 80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

口金：E17

⑩ キャノピーブラケット（FDL13W）（内側）

器具交換（LED電球使用）（現状器具と意匠を合わせる）

参考型番：LGW85010K

参考寸法：幅129・高さ129・出しろ160

全光束：240ルーメン以上

消費電力：3.5W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra 80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

口金：E17

光色：2700K

⑪ キャノピーブラケット（IL25W）（外側）

器具交換（LED電球使用）（現状器具と意匠を合わせる）

参考型番：NNN12200W

参考寸法：幅100・高さ100・出しろ137

全光束：300ルーメン以上

消費電力：10W以下

定格電圧：AC100V 60Hz

演色性：Ra 80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

口金：E17

⑫ 守衛室前ベースライト

器具交換（現状より明るくなるように）

参考型番：埋込XL364PEV-LA9

参考寸法：現状埋込穴350Φ（埋込穴寸法を変更も可）

全光束：4500ルーメン程度

消費電力：34W程度

定格電圧：AC100V～242V 60Hz

演色性：Ra80以上

定格寿命：40,000時間以上

調光：なし

共通事項

電源内蔵方式の器具であること。

日本国内に本社を置くメーカーによる生産品であること。

(10) その他

メーカー保証期間内の故障等については無償で交換を行うこと。

2 一般共通事項

(1) 施工条件

請負者は、仕様書及び借用資料を基に現地確認し、施工計画書を提出して予め承諾を得ること。

(2) 特別な材料の工法

共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定された工法による。

(3) 製品・性能保証

各製品はメーカーによる保証があるものとする。

(4) 定期点検

① 請負者は、工事竣工引渡し後2年を経過した時期に定期検査を実施し、性能保証条項に該当する故障箇所の有無を点検し、その報告書を救急救命九州研修所に提出すること。

② 点検時に発見された施工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた故障箇所は、保証に基づき製品メーカーと修繕方法等を検討し、発注者へ報告の上、検査の日から2ヶ月以内に無償で修理を完了すること。

(5) 工事費の精算

① 各項目の数量は請負者において調査検討、確認の上、見積をすること。別添工事内訳書は参考項目数量とし、貸与資料等と工事实数量が一致しない場合においても請負金額の増減精算はしないものとする。

② 現場での納まり、取合い等の関係で、材料や工法を多少変更したり、あるいはこ

れらによる多少の数量の増減等軽微な変更がある場合は、発注者の指示によって行うこと。この場合における請負金額は増減しないものとする。

(6) 現場代理人等

請負者は本工事における現場代理人をおくものとし、電気工作物に係る工事においては、電気工事士が工事を実施するとともに、電気保安技術者をおくものとする。

(7) 施工計画書等

各工事の施工計画書と使用材料リストを事前に提出すること。

(8) 官公署その他への手続き

施工に必要な諸官公署その他への手続き及び折衝は遅滞無く行うこと。それに伴う必要費用は請負業者の負担とする。

また、工事にあたっては、工事現場に掲げる標識が必要な場合は、発注者と協議の上、適切に設置すること。

(9) 工事用電力、水及びその他

この工事に必要な工事用電力（仮設電力及び試運転調整用電力を含む。）、水及び諸手続などの費用は、全て請負者の負担とする。

(10) 危険防止

- ① 工事実施に伴い危険、火災、風水害及び騒音等を防止するため、安全管理計画書を作成し、予め発注者の承認を受けること。
- ② 現場状況に応じて通行人及び現場従事者に対する安全・工事車両の管理識別等を安全計画書に記述すること。
- ③ 現場内の火気の使用は原則として禁止する。喫煙は指定された場所で行うこと。
- ④ 施工後において、本工事に伴う漏電や出火の危険がないか、一定時間通電しての確認を行うこと。

(11) 現状復旧の義務

請負者は、その他の既設物等に損傷を与えた場合、発注者の立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

(12) 竣工検査

- ① 工事の完了後、発注者の立会いの上、竣工検査を行う。手直し及び残工事がある場合には発注者の指定した期日までにそれらの工事を完了し、再検査を受けること。
- ② 施工前に、各室内の照度及び施工後の照度を記録し、一覧として提出すること。

(13) 解体材及び発生材等の処置

- ① 工事で発生したゴミ及び廃材等は生活環境に配慮して收容し、全て場外へ搬出す

ること。

- ② 解体材及び発生材のうち、特別管理産業廃棄物が発生した場合の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守すること。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを工事完了報告書に添付すること。

(14) アスベスト建材の撤去処分方法

- ① 吹付石綿等飛散性アスベストが工事建物に存在し、撤去の必要がある場合は、発注者に報告すること(別途協議事項とする)。
- ② 非飛散性アスベストの撤去は、粉砕することによりアスベスト粉塵が飛散する恐れがあるため、湿潤化の上、可能な限り破壊又は破断しない方法で除去する等飛散防止の措置を講じた上で行うものとする。

(15) 環境への配慮

- ① 工事に使用する材料は、できるだけ環境負荷を低減できるものを選定するよう努めること。
- ② 屋内で使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。

(16) 材料の品質等

使用する材料が仕様書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を発注者に提出すること。

(17) 工事保険

請負者は、必要に応じて、対人、対物及び第三者賠償の工事保険に加入し、他に損害を与えた場合は、その責任を負担すること。なお、工事保険の写しを着工前に発注者に提出すること。

(18) 近隣対策

騒音等を発する工事の実施に当たっては、近隣住民及び施設所有者との関係に十分に配慮すること。

(19) 業務報告書

業務報告書は、以下の内容で2部提出すること。

- ア 工事完了届
- イ 保証書
- ウ 完成図
- エ 工事記録写真